

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
<p>第3章 第2節</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策</p> <p>関係機関は、気象予警報、水防警報等を関係機関、住民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難<b>勧告</b>等の判断に必要となる情報収集を行うため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策</p> <p>関係機関は、気象予警報、水防警報等を関係機関、住民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難<b>指示</b>等の判断に必要となる情報収集を行うため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。</p>
<p>第3章 第2節 2</p>	<p>2 警戒情報等の伝達 2-1 (略)</p> <p>2-2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報 ア (略) イ 土砂災害緊急情報 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市（市長）が適切に住民の避難<b>勧告</b>等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、市長に通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>2-3～2-5 (略)</p> <p>2-6 一般市民からの通報 (1) 発見者（一般市民）の通報責務 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市（総合政策部）又は警察に通報する。なお、土砂災害<b>危険箇所</b>において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（大田原土木事務所）、市（総合政策部）又は警察に通報する。 (2) (略)</p>	<p>2 警戒情報等の伝達 2-1 (略)</p> <p>2-2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報 ア (略) イ 土砂災害緊急情報 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市（市長）が適切に住民の避難<b>指示</b>等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、市長に通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>2-3～2-5 (略)</p> <p>2-6 一般市民からの通報 (1) 発見者（一般市民）の通報責務 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市（総合政策部）又は警察に通報する。なお、土砂災害<b>警戒区域等</b>において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（大田原土木事務所）、市（総合政策部）又は警察に通報する。 (2) (略)</p>
<p>第3章 第3節 3</p>	<p>3 土砂災害の拡大防止 3-1 施設・土砂災害<b>危険箇所</b>の点検・応急措置の実施 市（建設水道部）、県及び消防本部は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害<b>危険箇所</b>の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。 二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。 3-2 (略)</p> <p>3-3 避難対策 市（総合政策部）、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急</p>	<p>3 土砂災害の拡大防止 3-1 施設・土砂災害<b>警戒区域等</b>の点検・応急措置の実施 市（建設水道部）、県及び消防本部は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害<b>警戒区域等</b>の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。 二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。 3-2 (略)</p> <p>3-3 避難対策 市（総合政策部）、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改正後
<p>第3章 第4節 1</p>	<p>に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは <u>指示</u> を行う。</p> <p>1 市町村相互応援協力等 1-1 市町村間の相互応援協力 市（総合政策部）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応援対策に万全を期するものとする。 このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。 また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。 (1)「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援 市（総合政策部）は、平成8（1996）年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を、<u>市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で</u>、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。 また、市（総合政策部）は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。 ○市町の区分 北那須ブロック・・・大田原市、那須塩原市、那須町 ○応援ブロック 北那須ブロック・・・日光ブロック（日光市）、南那須ブロック（那須烏山市、那珂川町）、塩谷ブロック（矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町）  (2)・(3)（略）</p>	<p>注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難 勧告若しくは <u>避難指示（緊急）</u> を発令する。</p> <p>1 市町村相互応援協力等 1-1 市町村間の相互応援協力 市（総合政策部）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応援対策に万全を期するものとする。 このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。 また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。 (1)「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援 市（総合政策部）は、平成8（1996）年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」<u>に基づき</u>、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。 また、市（総合政策部）は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。 ○市町の区分 北那須ブロック・・・大田原市、那須塩原市、那須町 ○応援ブロック 北那須ブロック・・・日光ブロック（日光市）、南那須ブロック（那須烏山市、那珂川町）、塩谷ブロック（矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町）  (2)・(3)（略）</p>
<p>第3章 第6節 1</p>	<p><u>1 実施体制</u> 市長は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示（緊急）及び警戒区域の設定を行う。また、県からの緊急な支援が必要と判断した場合は県に対して要請を行う。</u> なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が勧告、指示（緊急）を行うことができないときは、知事等が避難の指示（緊急）を行うことができる。この場合、指示（緊急）を行った者は、速やかにその旨を市（総合政策部）に通知するものとする。 また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第3章 第6節 2</p>	<p><u>2 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示（緊急）</u> <u>(新設)</u></p>	<p><u>1 市長等の発令する避難情報</u> <u>1-1 実施体制</u> 市長等の発令する避難情報は、各法律により定めるとおり下表の者が実施す</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後			
		る。			
		<u>区 分</u> 避難準備・高齢者 等避難開始	<u>実 施 者</u> 市 町 長 災害対策基本法 第56条第1項	<u>措 置</u> 一般住民の避難 準備・避難に時間 がかかる要配慮 者等の立ち退き 開始の発令	<u>実 施 の 基 準</u> 災害が発生し、又 は発生するおそ れがある場合に おいて、特に必要 と認められると き
		<u>避難勧告</u>	市 町 長 災害対策基本法 第60条第1 項・第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指 示	災害が発生し、又 は発生するおそ れがある場合に おいて、特に必要 と認められると き
			知 事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指 示	災害の発生によ り市町がその全 部又は大部分の 事務を行うこと ができなくなっ たとき
		<u>避難指示（緊急） 等</u>	市 町 長 災害対策基本法 第60条第1 項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指 示	災害が発生し、又 は発生するおそ れがある場合に おいて、特に必要 と認められ、急を 要するとき
			知 事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指 示	災害の発生によ り市町がその全 部又は大部分の 事務を行うこと ができなくなっ たとき
			知事又はその命 を受けた職員 地すべり等防止 法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、 著しい危険が切 迫していると認 められるとき
			知事、その命を 受けた職員又は 水防管理者	立ち退きの指示	洪水により著し い危険が切迫し ていると認めら

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後									
	<p><u>1-1 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）</u></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）の基準</u></p> <p><u>災害に係る避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。</u></p> <p><u>市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）を行う。</u></p> <p>なお、市長及び知事は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<table border="1" data-bbox="1211 261 1984 879"> <tr> <td data-bbox="1406 261 1592 456"> <p><u>水防法第29条</u> <u>警察官</u> <u>災害対策基本法</u> <u>第61条第1項</u></p> </td> <td data-bbox="1592 261 1787 456"> <p><u>立ち退きの指示、</u> <u>立ち退き先の指示</u></p> </td> <td data-bbox="1787 261 1984 456"> <p><u>れるとき</u> <u>市町長が立ち退</u> <u>きを指示するこ</u> <u>とができないと</u> <u>き又は市町長か</u> <u>ら要求があった</u> <u>とき</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 456 1592 708"> <p><u>警察官</u> <u>警察官職務執行</u> <u>法第4条</u></p> </td> <td data-bbox="1592 456 1787 708"> <p><u>警告、避難の措置</u></p> </td> <td data-bbox="1787 456 1984 708"> <p><u>人の生命又は身</u> <u>体に危険を及ぼ</u> <u>すおそれのある</u> <u>天災など、危険</u> <u>がある場合にお</u> <u>いて、危害を受け</u> <u>るおそれのある</u> <u>者に対して、特に</u> <u>急を要するとき</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 708 1592 879"> <p><u>自衛官</u> <u>自衛隊法</u> <u>第94条第1項</u></p> </td> <td data-bbox="1592 708 1787 879"> <p><u>警告、避難の措置</u></p> </td> <td data-bbox="1787 708 1984 879"> <p><u>警察官がその場</u> <u>にいない場合に</u> <u>限り、自衛官は警</u> <u>察官職務執行法</u> <u>第4条の避難の</u> <u>措置をとる</u></p> </td> </tr> </table> <p><u>1-2 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令</u></p> <p><u>市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。</u></p> <p>なお、市長及び知事は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p><u>市長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。</u></p> <p><u>ア 避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p><u>水防法第29条</u> <u>警察官</u> <u>災害対策基本法</u> <u>第61条第1項</u></p>	<p><u>立ち退きの指示、</u> <u>立ち退き先の指示</u></p>	<p><u>れるとき</u> <u>市町長が立ち退</u> <u>きを指示するこ</u> <u>とができないと</u> <u>き又は市町長か</u> <u>ら要求があった</u> <u>とき</u></p>	<p><u>警察官</u> <u>警察官職務執行</u> <u>法第4条</u></p>	<p><u>警告、避難の措置</u></p>	<p><u>人の生命又は身</u> <u>体に危険を及ぼ</u> <u>すおそれのある</u> <u>天災など、危険</u> <u>がある場合にお</u> <u>いて、危害を受け</u> <u>るおそれのある</u> <u>者に対して、特に</u> <u>急を要するとき</u></p>	<p><u>自衛官</u> <u>自衛隊法</u> <u>第94条第1項</u></p>	<p><u>警告、避難の措置</u></p>	<p><u>警察官がその場</u> <u>にいない場合に</u> <u>限り、自衛官は警</u> <u>察官職務執行法</u> <u>第4条の避難の</u> <u>措置をとる</u></p>
<p><u>水防法第29条</u> <u>警察官</u> <u>災害対策基本法</u> <u>第61条第1項</u></p>	<p><u>立ち退きの指示、</u> <u>立ち退き先の指示</u></p>	<p><u>れるとき</u> <u>市町長が立ち退</u> <u>きを指示するこ</u> <u>とができないと</u> <u>き又は市町長か</u> <u>ら要求があった</u> <u>とき</u></p>									
<p><u>警察官</u> <u>警察官職務執行</u> <u>法第4条</u></p>	<p><u>警告、避難の措置</u></p>	<p><u>人の生命又は身</u> <u>体に危険を及ぼ</u> <u>すおそれのある</u> <u>天災など、危険</u> <u>がある場合にお</u> <u>いて、危害を受け</u> <u>るおそれのある</u> <u>者に対して、特に</u> <u>急を要するとき</u></p>									
<p><u>自衛官</u> <u>自衛隊法</u> <u>第94条第1項</u></p>	<p><u>警告、避難の措置</u></p>	<p><u>警察官がその場</u> <u>にいない場合に</u> <u>限り、自衛官は警</u> <u>察官職務執行法</u> <u>第4条の避難の</u> <u>措置をとる</u></p>									



風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後																				
	<p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）の種類</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）の種類は下表のとおり。</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。</p> <p>なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に</p>	<p>に、市民等が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載） 市民等は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。</p> <table border="1" data-bbox="1211 387 1980 979"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民等が取るべき行動</th> <th>避難情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（警戒レベル1）</td> <td>（災害への心構えを高める。）</td> <td>（早期注意情報）</td> </tr> <tr> <td>（警戒レベル2）</td> <td>（避難に備え自らの避難行動を確認する。）</td> <td>（大雨・洪水注意報等）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4</td> <td>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</td> <td>避難勧告</td> </tr> <tr> <td>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> <td>避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>災害発生情報 ※可能な範囲で発令</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	警戒レベル	市民等が取るべき行動	避難情報	（警戒レベル1）	（災害への心構えを高める。）	（早期注意情報）	（警戒レベル2）	（避難に備え自らの避難行動を確認する。）	（大雨・洪水注意報等）	警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難勧告	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令
警戒レベル	市民等が取るべき行動	避難情報																				
（警戒レベル1）	（災害への心構えを高める。）	（早期注意情報）																				
（警戒レベル2）	（避難に備え自らの避難行動を確認する。）	（大雨・洪水注意報等）																				
警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始																				
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難勧告																				
	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令																				
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令																				

風水害 第3章

該当部分	現 行				改正後
	<p>発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。  <u>&lt;資料編3-11 避難勧告等の発令基準&gt;</u></p>				
区分	実施者	措置	実施の基準		
避難準備・高齢者等避難開始	市 町 長 災害対策基本法 第56条第1項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		
避難の勧告	市 町 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		
	知 事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		
避難の指示（緊急）等	市 町 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき		
	知 事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険		

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行				改 正 後
		法 第25条		が切迫していると認められるとき	
		知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	
		警 察 官 災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市町長が立ち退きを指示することができないとき又は市町長から要求があったとき	
	区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準	
	避難の 指示 (緊急)等	警 察 官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき	
		自 衛 官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場 にいない場合 に限り、自衛官は 警察官職務 執行法第4条の 避難の措置を とる	
第3章 第6節 2	2 警戒区域の設定 2-1 警戒区域と避難の勧告・指示のの違い 避難の勧告・指示(緊急)は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行				2 警戒区域の設定 2-1 警戒区域と避難の指示等の違い 避難の指示等は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に



大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p>う。</p> <p>2-2 <b>警戒区域の種類</b> 警戒区域の設定の種類は_____下表のとおり。</p> <p>市（総合政策部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。</p> <p><u>表(略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>行う。</p> <p>2-2 <b>実施体制</b> 警戒区域の設定_____は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>表(略)</b></p> <p><b>2-3 警戒区域の設定</b> 市（総合政策部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。</p>
<p>第3章 第6節 3</p>	<p>3 避難<b>勧告</b>等の周知・誘導</p> <p>3-1 (略)</p> <p>3-2 <b>住民</b>への周知 避難の<b>勧告</b>、指示（<b>緊急</b>）を<b>実施</b>したときは、当該実施機関は、<b>住民</b>に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。 (1)～(8) (略)</p> <p>3-3 県への報告 市（総合政策部）は、避難の<b>勧告</b>、指示を<b>実施</b>したとき又は避難の<b>指示</b> _____を _____したことを了知したときは、速やかに県に報告する。</p>	<p>3 避難<b>指示</b>等の周知・誘導</p> <p>3-1 (略)</p> <p>3-2 <b>市民等</b>への周知 避難 _____ 指示等を<b>発令</b>したときは、当該実施機関は、<b>市民等</b>に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。 (1)～(8) (略)</p> <p>3-3 県への報告 市（総合政策部）は、避難 _____ 指示等を<b>発令</b>したとき又は避難 <b>指示（緊急）</b>を<b>発令</b>したことを了知したときは、速やかに県に報告する。</p>

風水害 第3章

該当部分	現 行	改正後
	<p>3-4 関係機関相互の連絡 市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、避難<u>勧告</u>、<u>指示</u>を発令したときは、その内容を相互に連絡する。</p> <p>3-5・6（略）</p>	<p>3-4 関係機関相互の連絡 市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、避難_____指示<u>等</u>を発令したときは、その内容を相互に連絡する。</p> <p>3-5・6（略）</p>
<p>第3章 第6節 4</p>	<p>4 避難所の開設、運営</p> <p>4-1 避難所の開設</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>4-2 避難所の運営</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 市（<u>市民生活部</u>・保健福祉部・<u>建設水道部</u>・教育委員会教育部）は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p>(8) 市（総合政策部・保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における_____安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、県男女共同参画センターなどを積極的に活用する。</p>	<p>4 避難所の開設、運営</p> <p>4-1 避難所の開設</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。<u>避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>4-2 避難所の運営</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 市（_____保健福祉部・_____教育委員会教育部）は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p>(8) 市（総合政策部・保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における<u>女性や子どもに対する暴力防止</u>安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、県男女共同参画センターなどを積極的に活用する。</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改正後
	<p>&lt;資料編2-17 避難場所一覧&gt;                      (9)～(10) (略)                      (11)市(保健福祉部)は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として_____屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる<u>こと</u>ができる。                      (12) (略)</p>	<p>&lt;資料編2-17 避難場所一覧&gt;                      (9)～(10) (略)                      (11)市(保健福祉部)は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として<u>渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる</u>屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる<u>よう努める</u>。                      (12) (略)</p>
<p>第3章 第6節 5</p>	<p>5 避難所におけるトイレ対策                      5-1 仮設トイレの設置                      (1) 初動対応                      備蓄している簡易トイレ等を利用し、避難者の<u>250</u>人に1基の割合で設置を行う。                      (2) 後続対応                      最終的には、避難者の<u>100</u>人に1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には県及びレンタル業者等に支援を要請する。                      5-2・3 (略)</p>	<p>5 避難所におけるトイレ対策                      5-1 仮設トイレの設置                      (1) 初動対応                      備蓄している簡易トイレ等を利用し、避難者の<u>50</u>人に1基を<u>目安</u>に設置を行う。                      (2) 後続対応                      最終的には、避難者の<u>20</u>人に1基を<u>目安</u>に設置するが、備蓄数で不足する場合には県及びレンタル業者等に支援を要請する。                      5-2・3 (略)</p>
<p>第3章 第6節 13</p>	<p>13 災害救助法による実施基準                      災害救助法が適用された場合の避難<u>施設</u>の供与は、次の基準により実施する。                      13-1 対象                      災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。                      13-2 内容                      原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、<u>野外に仮小屋</u>、<u>天幕を設営</u>する。                      _____                      _____                      _____                      13-3 費用の限度                      避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35(1960)年5月2日栃木県規則第35</p>	<p>13 災害救助法による実施基準                      災害救助法が適用された場合の避難<u>所</u>の供与は、次の基準により実施する。                      13-1 対象                      災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。                      13-2 内容                      原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、<u>野外への仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施</u>する。  <u>避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</u>                      13-3 費用の限度                      避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35(1960)年5月2日栃木県規則第35</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改正後
	<p>号)第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所(避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を受け入れる避難所)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。</p> <p><u>また、冬期(10月～3月)は、別途加算する。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>13-4 (略)</p>	<p>号)第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所(避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を受け入れる避難所)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。</p> <p>_____</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>13-4 (略)</p>
<p>第3章 第8節 4</p>	<p>4 消防相互応援等</p> <p>4-1 消防相互応援 (略)</p> <p>(1)「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。</p> <p>ア 第一次応援体制 被災地消防本部(大規模災害又は特殊災害が発生した市町を管轄する消防機関をいう。)の出動要請に対しブロック内のほかの消防本部が応援出場する体制。 要請手続:消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、当該幹事消防本部代行に応援要請する。</p> <p>イ 第二次応援体制 被災地消防本部の出動要請に対し県内のほかのブロックの消防機関が応援出動する体制。 要請手続:①(略) ②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。 &lt;資料編2-29 特殊災害消防相互応援協定書&gt; &lt;資料編2-30 栃木県広域消防応援等計画&gt;</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-2 緊急消防援助隊 被災地消防機関の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれない場合、県(県民生活部)は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、国(総務省消防庁)に緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>4 消防相互応援等</p> <p>4-1 消防相互応援 (略)</p> <p>(1)「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。</p> <p>ア 第一次応援体制 被災地消防本部(大規模災害又は特殊災害が発生した市町を管轄する消防本部をいう。)の出動要請に対しブロック内のほかの消防本部が応援出場する体制。 要請手続:消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、当該幹事消防本部代行に応援要請する。</p> <p>イ 第二次応援体制 被災地消防本部の出動要請に対し県内の_____消防本部が応援出動する体制。 要請手続:①(略) ②応援要請を受けた県が、県内消防本部に連絡する。 &lt;資料編2-29 特殊災害消防相互応援協定書&gt; &lt;資料編2-30 栃木県広域消防応援等計画&gt;</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-2 緊急消防援助隊 被災地消防本部の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれない場合、県(県民生活部)は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、国(総務省消防庁)に緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第3章</p>	<p>2 県の実施体制</p>	<p>2 県の実施体制</p>

風水害 第3章

該当部分	現 行	改正後
<p>第9節 2</p>	<p>県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。 また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。 その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、DPAT登録医療機関等に対して、DPATの派遣を要請する。 なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。 医療救護活動の実施にあたり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に<u>県災害医療本部</u>を、被災地に<u>現地災害医療本部</u>を設置する。<u>県災害医療本部</u>には、<u>県医師会長の指揮のもと</u>、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、<u>医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。</u><u>現地災害医療本部</u>は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の<u>医療ニーズ</u>を把握し、<u>現地災害医療対策の総合調整を行う。</u>さらに、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。</p> <p>2-1~4 (略)</p>	<p>県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。 また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。 その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、DPAT登録医療機関等に対して、DPATの派遣を要請する。 なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。 医療救護活動の実施にあたり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に<u>保健医療調整本部</u>を、被災地に<u>医療圏域別保健医療調整本部</u>を設置する。<u>保健医療調整本部</u>には、<u>必要時</u>、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、<u>県医師会長の指揮の下</u>、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。<u>医療圏域別保健医療調整本部</u>は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の<u>保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。</u>なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。</p> <p>2-1~4 (略)</p>
<p>第3章 第11節 2</p>	<p>2 給食 2-1~4 (略)</p> <p>2-5 災害救助法による実施基準 災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。 (1) 対象 次のいずれかに該当する者に対して行う。</p>	<p>2 給食 2-1~4 (略)</p> <p>2-5 災害救助法による実施基準 災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。 (1) 対象 次のいずれかに該当する者に対して行う。</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p>ア 避難所に収容された者</p> <p>イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であつて、炊事のできない者</p> <p>ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者</p> <p>エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>ア 避難所に避難している者</p> <p>イ 住家に被害を受け現に炊事のできない者</p> <p>ウ 災害により現に炊事のできない者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>第3章 第14節 1</p>	<p>1 住居内障害物の除去</p> <p>1-1 家屋等の障害物の除去</p> <p>市(市民生活部 )は、住民に対し家屋等 に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市(保健福祉部)は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。</p> <p>1-2 災害救助法による実施基準</p> <p>災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内容</p> <p>人夫、技術者等を動員して除去する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>1 宅地内障害物の除去</p> <p>1-1 家屋等の障害物の除去</p> <p>市(市民生活部、建設水道部)は、市民等に対し家屋等の内外に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市(保健福祉部)は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。</p> <p>1-2 災害救助法による実施基準</p> <p>災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内容</p> <p>市(市民生活部、建設水道部)は、技術者等を動員して除去する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>第3章 第14節 3</p>	<p>3 道路の障害物の除去</p> <p>3-1 (略)</p> <p>3-2 実施方法</p> <p>道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。</p> <p>なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた 緊急輸送路については最優先に実施する。</p>	<p>3 道路の障害物の除去</p> <p>3-1 (略)</p> <p>3-2 実施方法</p> <p>道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。</p> <p>なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた重要物流道路及び緊急輸送路については最優先に実施する。</p>
<p>第3章 第14節 5</p>	<p>5 障害物集積所の確保</p> <p>各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活</p>	<p>5 障害物集積所の確保</p> <p>5-1 集積所の確保</p> <p>市(市民生活部、建設水道部)は、障害物の除去にあたって、あら</p>

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p>動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。</p>	<p>かじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。</p> <p><u>5-2 障害物の処理</u> 集積された障害物は、市（市民生活部、建設水道部）が速やかに処理する。</p>
<p>第3章 第15節</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 5 節 廃棄物処理活動</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、<u>被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の災害廃棄物等を円滑</u>かつ迅速に処理する。</p> </div> <p><u>1 ごみ処理</u> <u>1-1 実施体制</u> 市（市民生活部）は、被災地及び避難所におけるごみやがれきなどの災害廃棄物等を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で処理する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。</p> <p><u>1-2 排出量の推計</u> 市（市民生活部）は、災害により発生する廃棄物等について、平時に把握した災害廃棄物等の発生見込量を勘案して排出量を推計し、その処理体制を整備する。</p> <p><u>1-3 収集運搬</u> (1) 市（市民生活部）は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、機材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。 (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等については、一時期に処理施設への大量搬入された場合はその処理が困難となるおそれがあるので、市（市民生活部）は、環境保全に支障のない場所を仮置き場として確保し、搬入先とする。 (3) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市（市民生活部）が収集運搬を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 5 節 廃棄物処理活動</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、<u>災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正</u>かつ迅速に処理する。</p> </div> <p>(削除)</p>

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p><u>(4) 市（市民生活部）は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。</u></p> <p><u>1-4 留意事項</u>  <u>市（市民生活部）は、災害廃棄物等の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。</u></p> <p><u>(1) 可燃物</u>  <u>ア 焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。</u>  <u>イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。</u>  <u>ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。</u></p> <p><u>(2) 不燃物</u>  <u>ア 金属等の資源物は分別して再生利用する。</u>  <u>イ その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。</u></p> <p><u>(3) がれき</u>  <u>ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。</u>  <u>イ 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。</u>  <u>なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29（2017）年9月環境省 水・大気環境局大気環境課）による。</u>  <u>ウ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正に処理を行う。</u></p> <p><u>1-5 避難所の廃棄物対策</u>  <u>市（市民生活部）は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。</u></p> <p><u>1-6 近隣市町等、関係団体との協力的体制の整備</u></p>	



風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p><u>市（市民生活部）は、相互応援協定等に基づき、近隣市町等、関係団体と協力して災害廃棄物等の処理を行う。</u></p> <p><u>2 し尿処理</u>  <u>2-1 実施体制</u>  <u>市（市民生活部・建設水道部）は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。</u>  <u>処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。</u></p> <p><u>2-2 排出量の推計</u>  <u>市（市民生活部・建設水道部）は、被災地の戸数等から排出量を推計し、その処理体制を整備する。</u></p> <p><u>2-3 収集運搬</u>  <u>(1) 市（市民生活部・建設水道部）は、必要により相互応援協定に基づき県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。</u>  <u>(2) 市（市民生活部・建設水道部）は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。</u></p> <p><u>2-4 留意事項</u>  <u>市（市民生活部・建設水道部）は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。</u></p> <p><u>2-5 近隣市町等、関係団体との協力体制の整備</u>  <u>市（市民生活部・建設水道部）は、相互応援協定等を締結するなど、近隣市町等、関係団体と協力してし尿の処理を行う体制を整備する。</u></p> <p><u>3 廃棄物処理の特例</u>  <u>3-1 実施体制</u></p>	

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p><u>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域にのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。</u></p> <p><u>市（市民生活部）及び県は、同節第1、第2により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45（1970）年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。</u></p> <p><u>なお、廃棄物処理特例地域の市町から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる。</u></p> <p><u>3-2 留意事項</u></p> <p><u>市（市民生活部）及び県は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1 災害廃棄物の処理</u></p> <p><u>1-1 体制整備・情報収集</u></p> <p><u>市（市民生活部）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。</u></p> <p><u>処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。</u></p> <p><u>1-2 発生量及び処理可能量の推計</u></p> <p><u>市（市民生活部）は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物(自然災害に起</u></p>

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
		<p><u>因し生活環境保全上支障となるもの)の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。</u></p> <p><u>1-3 市民等への周知</u> 市（市民生活部）は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民等へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。</p> <p><u>1-4 仮置場の設置・運営</u> 市（市民生活部）は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。 <u>被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。</u></p> <p><u>1-5 収集運搬</u> 災害廃棄物は、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市（市民生活部）が収集運搬を行う。 市（市民生活部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。</p> <p><u>1-6 処分・再資源化</u> 市（市民生活部）は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。 処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。 <u>なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。</u></p> <p><u>2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ</u> <u>2-1 体制整備・情報収集</u></p>

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
		<p><u>市（市民生活部・建設水道部）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。</u></p> <p><u>処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。</u></p> <p><u>2-2 発生量及び処理可能量の推計</u></p> <p><u>市（市民生活部・建設水道部）は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。</u></p> <p><u>2-3 住民等への周知</u></p> <p><u>市（市民生活部）は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。</u></p> <p><u>2-4 収集運搬</u></p> <p><u>市（市民生活部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。</u></p> <p><u>2-5 処分・再資源化</u></p> <p><u>市（市民生活部）は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。</u></p> <p><u>3 水害における留意点</u></p> <p><u>水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市（市民生活部）は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。</u></p> <p><u>3-1 仮置場</u></p> <p><u>水が引くと、被災市民等が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。</u></p> <p><u>開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。</u></p> <p><u>3-2 収集運搬</u></p>

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
		<p><u>水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。</u></p> <p><u>3-3 処理</u>  <u>災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。</u>  <u>腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。</u></p> <p><u>3-4 衛生面</u>  <u>汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。</u></p> <p><u>4 国庫補助制度の積極的活用</u>  <u>市は、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用することにより、適切な処理を図る。</u></p>
<p>第3章 第16節 4</p>	<p>4 学用品の調達・給与  教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。  災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市（教育委員会教育部）が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。</p> <p>4-1 対象  災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（<u>定時制の課程及び通信制の課程を含む。</u>）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p>	<p>4 学用品の調達・給与  教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。  災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市（教育委員会教育部）が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。</p> <p>4-1 対象  災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程  <u>（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）</u>、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p>
<p>第3章 第17節 2</p>	<p>2 公営住宅等の一時供給  2-1 （略）</p> <p>2-2 供給する公営住宅等の確保  (1) 市（建設水道部）は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保</p>	<p>2 公営住宅等の一時供給  2-1 （略）</p> <p>2-2 供給する公営住宅等の確保  (1) 市（建設水道部）は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p>する。                      (2) 市内で確保できない場合、市（建設水道部）は、県に県営住宅等の供給の要請を行う。</p>	<p>する。                      (2) 市内で確保できない場合、市（建設水道部）は、県に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを依頼する。</p>
<p>第3章                      第17節                      4</p>	<p>4 被災住宅の応急修理                      災害救助法が適用され、同法30条により県がその事務を市（建設水道部）に委託した場合の被災住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。                      4-1 対象                      災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者 _____。                      4-2～4 (略)</p>	<p>4 被災住宅の応急修理                      災害救助法が適用され、同法30条により県がその事務を市（建設水道部）に委任した場合の被災住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。                      4-1 対象                      災害のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。                      4-2～4 (略)</p>
<p>第3章                      第18節                      2</p>	<p>2 災害救助法を適用した場合の要員の確保                      市の職員、県の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。                      要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市（総合政策部）又は県が行う。                      2-1 対象                      次に掲げる活動に要する労働者で、市（総合政策部）又は県が雇用する者。                      (1) 被災者の避難 _____                      (2)～(7) (略)                      (8) 炊出しその他による食品の給与</p>	<p>2 災害救助法を適用した場合の要員の確保                      市の職員、県の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。                      要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市（総合政策部）又は県が行う。                      2-1 対象                      次に掲げる活動に要する労働者で、市（総合政策部）又は県が雇用する者。                      (1) 被災者の避難に係る支援 _____                      (2)～(7) (略)</p>
<p>第3章                      第19節                      1</p>	<p>1 道路施設（市、県）の対策                      1-1・2 (略)                      1-3 応急処置                      (1)・(2) (略)                      (3) 交通の確保                      市（建設水道部）は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。                      また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、 _____                      _____ 緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先し</p>	<p>1 道路施設（市、県）の対策                      1-1・2 (略)                      1-3 応急処置                      (1)・(2) (略)                      (3) 交通の確保                      市（建設水道部）は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。                      また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、重要物流道路及び緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先し</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害 第3章

該当部分	現 行	改 正 後
	て機能の確保を図る。 (4)・(5) (略)	て機能の確保を図る。 (4)・(5) (略)
第3章 第21節 1	1 広報活動内容 1-1 広報の内容 (略) (1) (略) (2) 避難 <b>勧告</b> 等に関する事項 (9)～(15) (略)  1-2 (略)	1 広報活動内容 1-1 広報の内容 (略) (1) (略) (2) 避難 <b>指示</b> 等に関する事項 (9)～(15) (略)  1-2 (略)
第3章 第22節 1	1 ボランティアの受入・活動支援 1-1 (略) 1-2 ボランティア活動の支援調整 (1) 体制の整備 市(保健福祉部)及び市社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。 <hr/> <hr/> <hr/> (2) 市及び市社会福祉協議会等の活動 市(保健福祉部)は、地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員連絡協議会____、及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなど、 <b>住</b> 民やボランティアへの周知を図る。 <資料編3-15 災害ボランティアセンターの概要>	1 ボランティアの受入・活動支援 1-1 (略) 1-2 ボランティア活動の支援調整 (1) 体制の整備 市(保健福祉部)及び市社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。 <b>なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</b>  (2) 市及び市社会福祉協議会等の活動 市(保健福祉部)は、地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員連絡協議会 <b>連合会</b> 、及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなど、 <b>市</b> 民等やボランティアへの周知を図る。 <資料編3-15 災害ボランティアセンターの概要>